冨永さんの不当解雇撤回!新賃金制度廃止!一方的な賃下げを許すな!会社は謝罪せよ!

沼﨑製作所労働者の闘いに連帯しよう! 1

洛南地域合同労働組合 京都府久世郡久御山町佐山37-1 【2002.5.27】 (電話)0774-43-8734 (Fax)0774-44-3102

沼﨑製作所の労働者の皆さん!地域の労働者の皆さん!沼﨑製作所の 労働者4名が、洛南地域合同労働組合に加入しました。洛南合労は、不 当な懲戒解雇撤回、一方的な賃下げ撤回と新賃金制度の廃止、そして何 よりも、安心して働き続けることができる労働条件をめざして、闘いを 続けます。皆さんのご支援とご注目をお願いいたします。

新賃金制度を廃止しよう!

一方的な賃下げを許さないぞ!

(株)沼﨑製作所(本社・久御山町、沼﨑崇社長)では、昨年12月から新賃金制度として査定制が導入されています。

この会社の査定制度は、とんでもないものです。会社が、思いのままに労働者のランク(5段階)を決めることができます。そして最低の「Dランク」にされると、給料はわずか12万5000円になってしまうのです。いったい誰が、12万5000円で毎月生活できるのでしょうか?(「生活できる」と強弁しているのは、査定制度導入を積極的に進めてきた、会社と中山労働組合長だけです。)

この会社の査定制度とは、経営者達が言う「功績のある者が高い収入を得る」などというものではなく、「労働者の人件費を少しでも低く抑えるために会社が賃金を決める、それがいやなら辞めていけ」ということなのです。とても許すことのできないデタラメな制度なのです。

会社は、冨永さんの不当解雇を撤回し、謝罪せよ

この会社で26年以上働き続けてきた冨永修身さんも、Dランク(12万5000円)にされた一人です。「こんな賃金では生活できない。認められない」と会社に抗議したところ、3回にわたって懲戒委員会に呼び出され、職場での立ち話の内容を口実に「懲戒解雇」とされてしまいました。「いやなら辞めていけ、それでも辞めなければ懲戒解雇」と

沼﨑製作所構

いう会社のデタラメな姿勢が、よく現れています。

こんなデタラメな解雇は、今まで見たことも聞いたこともありません。冨 永さんは「解雇取り消しの仮処分」を、すでに京都地裁に申し立てています が、こんな「見せしめ」解雇を平気で行った沼崎の経営者には、全沼崎従業 員の前で謝罪してもらわなければなりません。そして、二度とこのような不 当な処分は行わないこと、一方的な賃下げ・労働者いじめなどは今後一切行 わないこと、などを確約させなければなりません。

洛南地域合同労働組合とともに闘おう!

労働者が50名弱のこの会社で、なんと8名がDランクとされ、そのうち すでに4名が「これでは生活できない」といって不本意ながらも会社を辞め ていきました。しかし、沼﨑製作所労働組合は、彼らを救済し会社と闘おう とはしませんでした。それどころか、冨永さんら4名の組合員が「こんな賃 金制度は不当だ。破棄すべきだ」と訴えると、追いつめられた組合執行部は、 その4名を除名処分にしてしまいました。

冨永さんら4名は、洛南合労に加入し、「解雇撤回」、「新賃金制度廃止」、 そして「労働条件の向上」のために会社と交渉していくことにしました。

沼﨑製作所の労働者の皆さん!今こそ、労働条件の向上・安心して働き続 けられる職場づくりのために、洛南合労に加入し、ともに闘いましょう。 洛南合労は、こうした沼﨑の労働者の闘いを、全力で支援していきます。 地域の労働者の皆さん!ご協力をお願いいたします。

労働者が、自分の労働条件の改善を会社に求めるのは、当然の権利です。 そして、そのために労働者同士が団結し、労働組合に加入したり結成したり するのも、憲法や労働組合法などにも明記された、正当な権利です。組合へ の加入などを理由に不利益な扱いをしたり差別したりすることは、不当労働 行為として禁止されています。

私たちの要求(団体交渉で扱う要求項目)

- 1.会社は、冨永修身組合員の不当解雇を撤回し、謝罪せよ
- 2 . 新賃金制度を廃止せよ。12月度賃金以降の差額を支払え
- 3. 今年5月14日の昼休みから午後の就業時間中に、従業員多数が辻・出島両組合員 を取り囲み、脅迫・嫌がらせ行為を行った件に対して、会社は従業員に対する管理 責任を認め、謝罪せよ

その他